

## 機船船びき網漁業

番号	制 限 措 置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
4-1-5	いわし機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、又及びルの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 白杵川河口将棋頭とガニばえとを結んだ線の中央点 ロ 大字佐志生小三ツ子島最南端と大字下ノ江殿がはえとを結んだ線の延長線とイと津久見島山頂とを結んだ線との交点 ハ 殿がはえ ニ 殿がはえから津久見島立ばえ見通し線上450メートルの点 ホ 大字下ノ江小松岩から地無垢島南端見通し線上250メートルの点 ヘ 小松岩から地無垢島南端見通し線と共第26号区画線との交点 ト ヘから大字風成風成鼻見通し線上200メートルの点 チ 殿がはえから津久見島立ばえ見通し線上1,000メートルの点 リ イから津久見島山頂見通し線の延長線と共第27号区画線との交点 ヌ 津久見島山頂 ル 大字深江ヤケガ鼻	1月1日から 12月31日まで	白杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	周年
4-1-7	いわし機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	津久見市大字長目楠屋鼻と津久見市大字網代観音崎とを結んだ線以西の海域。ただし、津久見市大字網代字奥5666番地(落水)から358度22分(真方位)の線以东の海域を除く。	1月1日から 12月31日まで	津久見市(大字保戸島を除く。)に住所を有する者	周年
4-1-9	いわし機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。ただし、共第32号、共第35号、共第36号、共第37号、共第38号及び共第39号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字霞ヶ浦、大字戸穴、大字海崎又は大字鶴望(坂之浦)に住所を有する者	周年
4-1-10	いわし機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。ただし、共第32号、共第34号、共第36号、共第37号、共第38号及び共第39号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字高松浦に住所を有する者	周年
4-1-11	いわし機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。ただし、共第32号、共第33号、共第34号、共第35号、共第37号、共第38号及び共第39号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字荒網代浦に住所を有する者	周年

番号	制 限 措 置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
4-1-12	いわし機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第38号及び共第41号の共同漁業権の漁場区域並びに佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見に住所を有する者	周年
4-1-13	いわし機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第43号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津に住所を有する者	周年
4-2-1	さより機船船びき網漁業	定めなし	5トン未満	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域	3月1日から 6月30日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。) 又は豊後高田市に住所を有する者	周年
4-2-2	さより機船船びき網漁業	定めなし	5トン未満	定めなし	共第8号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
4-2-4	さより機船船びき網漁業	定めなし	5トン未満	330キロワット(70)以下	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除いた大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以東にあつては、最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の海域を除く。	11月1日から 翌年の3月31日まで	大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。) に住所を有する者	周年
4-4-1	さより、このしる機船船びき網漁業	定めなし	5トン未満	330キロワット(70)以下	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と大分関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	(さより) 10月1日から 翌年の4月30日まで (このしる) 6月1日から 9月30日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町又は別府市に住所を有する者	周年
4-4-3	さより、このしる機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分市一尺屋天狗ばえ、津久見市地無垢島西端及び同市宇高井の北端を順次に結んだ線以内の海域	10月1日から 翌年の5月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。) 又は津久見市(大字保戸島を除く。) に住所を有する者	周年
4-5-1	しらき機船浮きびき網漁業	定めなし	5トン未満	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	9月1日から 11月20日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。) 又は豊後高田市に住所を有する者	周年

番号	制 限 措 置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
4-6-1	あみ機船浮きびき網漁業	定めなし	5トン未満	定めなし	共第1号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、共第2号、共第3号、共第4号、共第5号及び共第6号の漁場区域を除く。 ※ 申請者の住所地の地先共同漁業権は、ただし書から除く。	9月20日から翌年の3月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。) 又は豊後高田市に住所を有する者	周年
4-9-1	はげ、いか機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ及びニの各直線によって囲まれた海域 イ 大分市筏島と津久見市沖無垢島西端(タイコ礁)とを結んだ直線 ロ 愛媛県佐田岬と津久見市白石とを結んだ直線 ハ 津久見市地無垢島南端と臼杵市津久見島頂上とを結んだ直線 ニ 大分市鳥ヶ崎と臼杵市飛潮鼻とを結んだ直線	12月1日から翌年の4月30日まで	臼杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	周年
4-10-1	いか機船船びき網漁業	定めなし	5トン未満	330キロワット(70)以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線以内の海域。ただし、山口県熊毛郡上関町祝島東端と大分市関崎とを結んだ線以東の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。 イ 杵築市美濃崎 ロ イと愛媛県佐田岬とを結んだ線と北緯33度17.8分・東経131度35.1867分(旧別府湾第4号灯浮標)の点と北緯33度20.9667分・東経131度52.7183分(旧別府湾第1号灯浮標)の点とを結んだ線の延長線との交点 ハ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 ニ ハと北緯33度17.8分・東経131度35.1867分(旧別府湾第4号灯浮標)の点とを結んだ線とホから173度(真方位)の線との交点 ホ 杵築市と日出町との境界点	11月15日から翌年の2月28日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)に住所を有する者	周年
4-10-2	いか機船船びき網漁業	定めなし	5トン未満	330キロワット(70)以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線以内の海域であって、共同漁業権の漁場区域を除いた海域 イ 杵築市美濃崎 ロ イと大分市高島東端とを結んだ線と北緯33度20.9667分・東経131度52.7183分(旧別府湾第1号灯浮標)の点と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との交点 ハ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点	11月15日から翌年の2月28日まで	速見郡日出町大字真那井、大字豊岡又は別府市(平道、内籠、古市町、亀川浜田町、亀川東町、上人ヶ浜町、亀川中央町、亀川四の湯町及び平田町に限る。)に住所を有する者	周年

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
					ニ 日出町大崎鼻と大分川右岸河口とを結んだ線と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点と高崎山頂上とを結んだ線との交点 ホ 日出町大崎鼻 ただし、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域を除く。			
4-11-1	ししいか機船 船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ及びニの各直線によって囲まれた海域 イ 大分市筏島と津久見市沖無垢島西端(タイコ礁)とを結んだ直線 ロ 大分市関崎と津久見市白石とを結んだ直線 ハ 津久見市地無垢島南端と臼杵市津久見島頂上とを結んだ直線 ニ 大分市鳥ヶ崎と臼杵市飛潮鼻とを結んだ直線	10月1日から 翌年の3月31日まで	臼杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	周年
4-12-1	かつお機船 船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第29号の共同漁業権の漁場区域のうち、臼杵川河口将棋頭とがにぼえとを結んだ線の中央点から津久見島頂上見通し線以南の海域	7月1日から 11月30日まで	臼杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	周年
4-13-1	雑魚機船 船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びびへの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 臼杵市と津久見市との境界点(落水の大石) ロ イから358度22分(真方位)500メートルの点 ハ 津久見市大字長目楠屋鼻から地無垢島最北端見通し線上500メートルの点 ニ 津久見市大字長目楠屋鼻から同市大字保戸島押上鼻見通し線上500メートルの点 ホ へから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点 へ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)	1月1日から 12月31日まで	津久見市(大字日見、大字網代、大字四浦及び大字保戸島を除く。)に住所を有する者	周年
4-13-2	雑魚機船 船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻) ロ イから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点 ハ ニから358度22分(真方位)1,000メートルの点 ニ 津久見市大字網代字奥566番地(落水)	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字日見又は大字網代に住所を有する者	周年
4-13-4	雑魚機船 船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びびへの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 津久見市大字四浦字葉色2221番地の1(ちよきがとも) ロ イ点から358度22分(真方位)1,000メートルの点	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦(字荒代及び字鳩浦を除く。)に住所を有する者	周年

番号	制限措置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数 (旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
					ハ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界点 (ともうちばえ) から大分市島島最東端見通し線上700メートルの点 ニ ともうちばえから鶴見町先の瀬見通し線上800メートルの点 ホ へから愛媛県宇和島市権現山 (490メートル) 頂上見通し線上800メートルの点 へ 津久見市と佐伯市との境界点			
4-14-1	雑魚 (モイカ・雑魚) 機船船びき網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第28号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、共第109号の漁場区域 (旧海洋牧場) を除く。	9月1日から翌年の3月31日まで	津久見市 (大字保戸島を除く。) に住所を有する者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) 附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 3 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日までとする。
- 5 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。